

平成29年度 第2回 高知県国民健康保険運営協議会

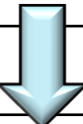
1. 国保制度改革に向けた県と市町村の協議状況等について
2. 「国民健康保険事業費納付金」の算定方法に関する事 【国保運営方針:第3章】
 - (1)「国保事業費納付金」について
 - (2)保険料水準の統一の有無及び「医療費指数反映係数」(α)の値について
 - (3)「所得係数」(β)について
 - (4)激変緩和措置について
 - (5)その他の項目について
3. 『国保運営方針』第2章に関連すること
 - (1)赤字の解消・削減の取組と目標年次等 【第2章 第3】
 - (2)国保財政安定化基金の運用 【第2章 第4】
4. 平成29年度スケジュール(国保制度改革に向けて)

【このページは白紙です。】

<1>

**国保制度改革に向けた
県と市町村の協議状況等について**

1. 「高知県 県・市町村 国民健康保険事業 運営検討協議会」の開催状況 ※代表市町村の首長等で構成する会議。

回次	開催日	主な内容
第1回	平成27年8月24日	○国保制度改革について など。
第2回	平成28年8月17日	○県が算定する各市町村の標準保険料率(税)率の算定方式について ⇒3方式(所得総額、被保険者総数、世帯総数で按分。)に決定。 ○国保事業費納付金の市町村への配分方法について ・国保事業費納付金の配分における算定方式について ⇒3方式(所得総額、被保険者総数、世帯総数で按分。)に決定。 ・高知県内の保険料水準の統一について ⇒当面は保険料水準の統一を行わない(各市町村の納付金額の算定の際に、医療費水準を反映する。)ことを決定。 ・賦課限度額について ⇒市町村標準保険料率(県統一の算定基準)を決める際の賦課限度額は、政令で定める額とすることに決定。 など。
第3回	平成29年3月27日	○これまでの検討状況等について ○制度改革に向けた今後の検討について ・「国民健康保険事業費納付金」の検討状況について ・市町村国保財政の赤字の解消・削減に関する現時点の方向性について など。
 ※「第3回運営検討協議会」以降、「幹事会」(代表市町村の国保主管課長等で構成)を4回開催(第7回～10回)し、国保事業費納付金の算定方法や、『県国保運営方針』について、検討・協議を重ねてきた。(第7回:H29.4.21、第8回:H29.5.30、第9回:H29.7.24、第10回:H29.8.15)		
第4回	平成29年8月31日	○国保事業費納付金の算定方法(激変緩和措置を含む) などについて、取りまとめ。

2. 「高知県国民健康保険運営協議会」の開催状況 ※有識者で構成する会議。

回次	開催日	主な内容
第1回	平成29年4月24日	○国保制度の概要と国保の現況(本県の状況)について ○国保制度改革の概要について など。
第2回	平成29年9月14日	○『高知県国民健康保険運営方針(原案)』について ○国保事業費納付金の算定方法について などの審議を予定。

<2-(1)>

「国保事業費納付金」について

国保制度改革の概要（現行と改革後）

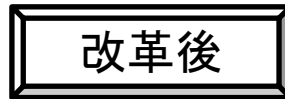
改革後の国保財政の仕組み

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

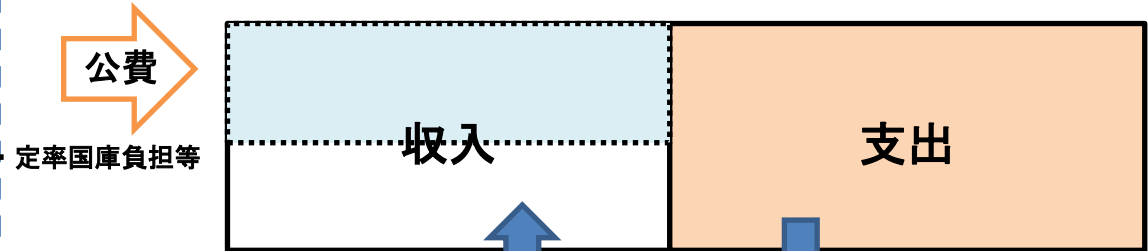
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

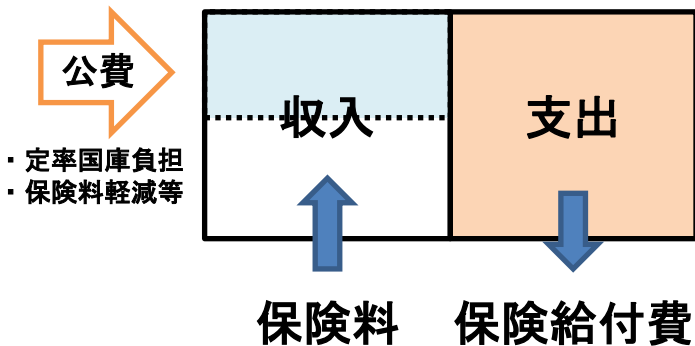
※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



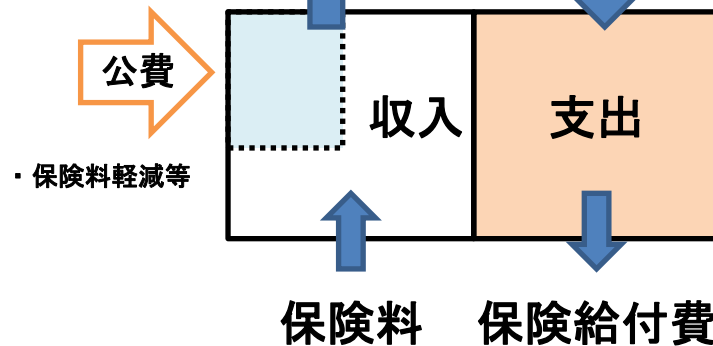
都道府県の国保特別会計



市町村の国保特別会計



市町村の国保特別会計



① 保険給付に必要な費用を、市町村へ交付
② 災害等による保険料の減免額等が多額であることや、市町村における保健事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付

「国保事業費納付金」と「保険料額」との関係

県における作業

歳出

県全体で賄う費用
 ・医療に要する
 保険給付費
 ・後期高齢者支援金
 ・介護納付金

歳入

県全体で交付される
 公費
 ・定率国庫負担
 ・国普通調整交付金
 ・県繰入金(1号)
 ・前期高齢者交付金
 等

医療費等の増減が無かったら、
 県全体に必要な事業費納付金
 総額は、制度改革前後で変わら
 ない。

国保事業費納付金
 県総額

各市町村の
 医療費水準、
 所得水準、被
 保険者数等
 に応じて配分

「d」

各市町村ごとの
 国保事業費
 納付金

【激変緩和措置】

市町村における作業

国保事業費
 納付金

歳出

市町村個別の
 事業費
 ・保健事業
 ・出産育児一時
 金等諸費
 ・葬祭費 等

歳入

市町村個別の
 公費等
 ・国特別調整交
 付金
 ・国の保険者努
 力支援制度
 ・県繰入金
 (2号分)
 ・法定の一般会
 計繰入金等

「e」

本来
 あるべき
 保険料
 総額

歳入

保険料の調整
 ・前年度繰越金
 ・基金繰入金
 ・法定外の一般会
 計繰入金等

保険料
 総額
 (軽減前)

決算で不足する場合は
 県基金(県国保財政安定化基
 金)からの借入れ等

「e」の値は、市町村個別の事業費(各市町村の推計値)や年度間でバラツキがある経費の影響が出る。
 そのため、文比べの基準値としては適当ではない。

「国民健康保険事業費納付金」について（概要）

国保事業費納付金の市町村への基本的な配分方法と協議項目

市町村への配分の基本

- ①医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3種類に分けて算定
- ②対象経費から国・県からの公費等を控除し納付金総額を算出
- ③算出された納付金総額を、各市町村の被保険者数、世帯数、被保険者の総所得により按分
- ④その際、各市町村の医療費水準及び所得水準を反映

項目

- ①医療費水準の反映の程度（「医療費指数反映係数 α 」の値）
- ②所得水準の反映の程度（「所得係数 β 」の値）
- ③激変緩和措置
（現行制度と新制度の違いによる、被保険者負担への影響の緩和）

①事業費納付金総額の算出

	【支出】	【収入】
医療給付費分	【対象経費】 保険給付費 (出産育児一時金、葬祭費、 付加給付等除く)	国負担金、調整 交付金、県繰入金、 前期高齢者交付金等
		事業費納付金総額

②各市町村への配分

各市町村の
・被保険者数、世帯数（介護納付金分は介護保険第2号被保険者※40歳から64歳）
・所得総額
に応じて配分

その際

医療費水準(医療費分のみ)及び所得水準を反映※
※後期高齢者支援金分及び介護納付金分は、対象経費の算出に用いる単価が全国一律であるため、費用額での調整は必要がない
H29年度(概算額)
・後期 58,234円/1人
・介護 67,200円/1人

	【支出】	【収入】
後期高齢者支援金分	【対象経費】 後期高齢者支援金(被保険者1人当たり単価×被保険者数)	国負担金、調整 交付金、県繰入金
		事業費納付金総額

	【支出】	【収入】
介護納付金分	【対象経費】 介護納付金(被保険者1人当たり単価×介護保険第2号被保険者数)	国負担金、調整 交付金、県繰入金
		事業費納付金総額

【医療費水準の反映の程度】

◎医療費水準をどの程度反映させるかは、「**医療費指数反映係数 α** ($0 \leq \alpha \leq 1$)」を使用する。

- ・医療費水準を全て反映($\alpha = 1$)した場合、医療費が高い市町村は納付金が多く割り当てられ、医療費が低い市町村は少なく割り当てられる。
- ・厚生労働省の原則は、市町村の納付金の算定において、医療費水準を全て反映すること。
- ・ただし、都道府県内で統一的な保険料とする観点から医療費水準を全く反映させないことも可能な仕組み。

○本県は医療費水準の格差が大きい**ため、平成28年8月の市町村との協議の結果、「当面は保険料水準の統一をしない」こと**で取りまとめ。

○その後、医療費水準をどの程度反映するか($0 < \alpha \leq 1$ の間)について、検討・協議を行い、平成29年8月31日の市町村との協議の結果、「**医療費水準をすべて反映、即ち $\alpha = 1$** 」で取りまとめ。

【所得水準の反映の程度】

- ①県事業費納付金総額を所得に応じて配分する額(応能部分)と被保険者数及び世帯数に応じて配分する額(応益部分)に按分⇒「**所得係数 β** 」を使用
- ②按分に際し応能部分の割合によって、市町村への配分額が相違。
 - ・応能部分を多くする⇒所得水準が高い市町村に多く配分
 - ・応能部分を少なくする⇒所得水準が低い市町村に多く配分

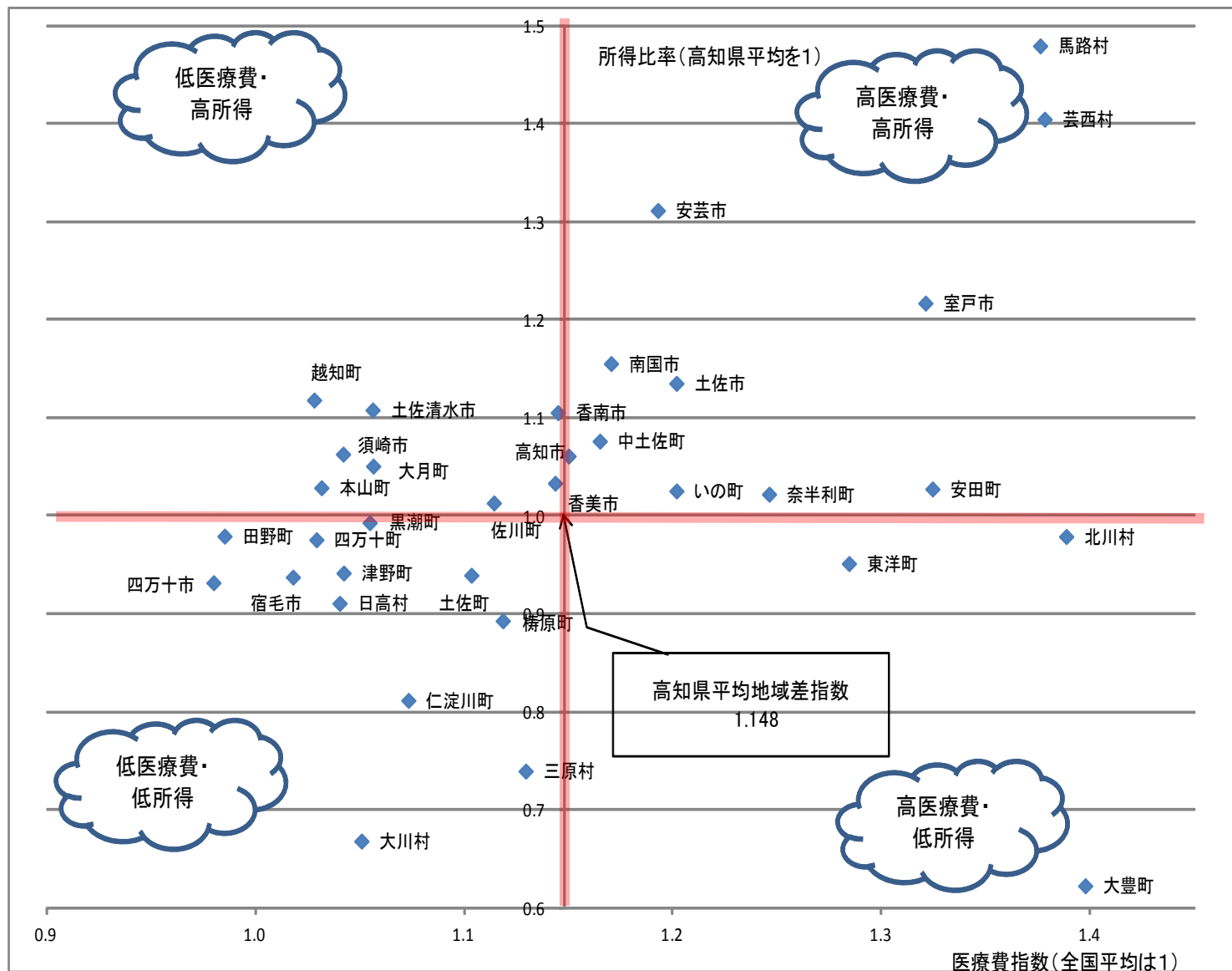
事業費納付金総額	
応能部分	応益部分

この割合を市町村と協議して決定する必要がある。
⇒平成29年8月31日の市町村との協議の結果、 **β = 国基準**を使用することで取りまとめ。

医療費指数（年齢調整後）（平成25～27年度平均）と所得（平成28年度）の相関図

raberu	医療費指数 (H25～27平均)		所得比率 (医療分) (H28)	
	X	順位	Y	順位
高知市	1.150	14	1.061	12
室戸市	1.321	6	1.217	4
安芸市	1.193	11	1.312	3
南国市	1.171	12	1.155	5
土佐市	1.202	10	1.135	6
須崎市	1.042	27	1.063	11
四万十市	0.980	34	0.932	28
土佐清水市	1.056	23	1.108	8
宿毛市	1.018	32	0.938	27
東洋町	1.285	7	0.951	24
奈半利町	1.246	8	1.022	18
田野町	0.985	33	0.979	21
安田町	1.324	5	1.028	16
北川村	1.389	2	0.979	22
馬路村	1.376	4	1.480	1
芸西村	1.378	3	1.405	2
香美市	1.144	16	1.033	14
香南市	1.145	15	1.106	9
大川村	1.051	25	0.668	33
土佐町	1.104	20	0.940	26
本山町	1.032	29	1.029	15
大豊町	1.398	1	0.623	34
いの町	1.202	9	1.026	17
仁淀川町	1.074	21	0.812	31
佐川町	1.114	19	1.013	19
越知町	1.028	31	1.118	7
中土佐町	1.165	13	1.076	10
四万十町	1.029	30	0.976	23
日高村	1.041	28	0.911	29
津野町	1.043	26	0.942	25
梶原町	1.119	18	0.893	30
黒潮町	1.055	24	0.993	20
大月町	1.057	22	1.051	13
三原村	1.130	17	0.740	32
高知県平均	1.148		1.000	

※数値は、「国保事業費納付金等算定標準システム」から引用。



<2-(2)>

**保険料水準の統一の有無
及び**

「医療費指数反映係数」(α)の値について

国保事業費納付金の算定における医療費水準の反映の程度について

国における医療費水準の反映程度に関する検討経過

(1) 国保基盤強化協議会(※)での議論

※【国保基盤強化協議会】…国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場。

～国保基盤強化協議会の「政務レベル協議」(平成26年8月及び平成27年2月)における 全国町村会代表者の発言要旨～

- ・同じ県内でも市町村によって医療の水準が全然違う。高いところもあり、低いところもあって格差は非常にある。
- ・一般的に町村は、県庁所在地等の都市部と比較して医療提供体制が十分でないことなどから保険料水準が低く抑えられている。
- ・都道府県単位となった際に、保険料が大幅に上昇することなどの懸念がある。
- ・保険料については、当面不均一課税。将来に向かって平準化の方向だろうが、急激な移行は相当抵抗がある。
- ・医療費水準の格差は絶対考慮してほしい。

(2) 国保基盤強化協議会での「国民健康保険の見直し」についての議論のとりまとめ(平成27年2月12日)

- 都道府県は市町村ごとの分賦金(国保事業費納付金)の額を決定するに当たり、市町村の医療費適正化機能が積極的に発揮されるよう、市町村ごとの医療費水準(年齢調整後)を反映する。
- 保険料率については、市町村ごとに設定することを基本としつつ、地域の実情に応じて、二次医療圏ごと、都道府県ごとに保険料率を一本化することも可能な仕組みとする。
- 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村ごとの収納率目標等、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を設定する。

厚生労働省の示す原則(『国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)(平成28年4月)』より)

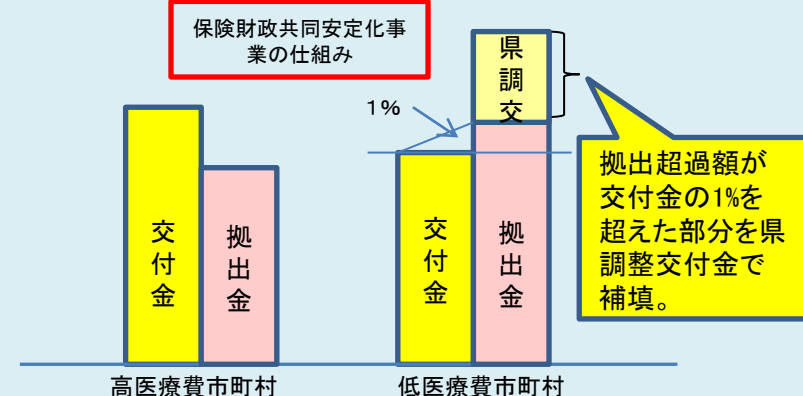
○新制度施行後は、都道府県内市町村間で医療費水準に差異がある都道府県においては、年齢調整後の医療費指数を各市町村の納付金に反映させることが原則となる(即ち $\alpha=1$)。

○ただし、都道府県内で統一的な保険料とする観点から医療費指数を反映させないこと(即ち $\alpha=0$)、また当該都道府県における平成29年度までの保険財政共同安定化事業(※)のあり方等を踏まえ、激変緩和の観点から医療費指数の納付金への反映を段階的に行うこと(即ち α を徐々に1に近づけていく)も可能。その際には都道府県は市町村の意見を十分に反映することとする。

※【保険財政共同安定化事業】(事業主体は国保連合会。平成29年度をもって廃止。)

- ・都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化及び財政の安定化を図るため、1件あたり80万円までのレセプトを対象とし市町村国保の拠出により県内の医療費を賄い、保険料負担を調整する事業。
- ・各市町村の拠出金の算出は、医療費実績割:被保険者数割=50:50。
 - ▽高医療費市町村は、「交付額>拠出額」となり、制度メリットを受けている。
 - ▽低医療費市町村は、拠出超過となっていることから、県2号交付金で財政支援を行っている。(平成28年度実績:2.2億円)

厚労省の原則は $\alpha=1$ であるため、保険財政共同安定化事業の財政調整の仕組みは白紙にすること。



国保事業費納付金の算定における「医療費水準」の反映の程度について（αの値について）

ポイント

★国保事業費納付金の算定（各市町村への割り当て）において、各市町村の医療費水準を100パーセント反映させること（即ちα=1）が、現在の各市町村の医療費に見合った保険料になる。

⇒医療費が高い市町村は、納付金が多く割り当てられ、医療費が低い市町村は、少なく割り当てられる。

医療費水準の反映割合による影響

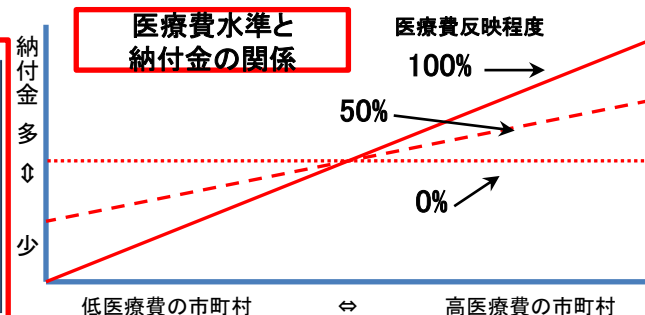
<市町村の医療費水準を全て(100パーセント)反映する場合(α=1)>

- 【メリット】
- ・医療費水準の高低が国保納付金等に反映されるため、市町村の被保険者にかかる医療費に見合っており公平である。
 - ・各市町村の医療費水準の高低が納付金額に全て反映されるため、各市町村の医療費適正化の取組を促進。
- 【デメリット】
- ・現行の保険財政共同安定化事業の財政調整効果が無くなるため、高医療費のため「交付金>拠出金」(交付超過)となって、この事業の制度メリットを受けていた市町村は、保険料が高くなる可能性がある。(しかし、激変緩和措置を行う予定。)

<市町村の医療費水準を半分(50パーセント)反映する場合(α=0.5)>

⇒100%反映の場合に比べて、国保納付金額等に対する医療費水準の影響度合いが薄まる。

- 【メリット】
- ・保険料水準の平準化が進む。
- 【デメリット】
- ・市町村の被保険者にかかる医療費に見合わないため、低医療費の市町村の被保険者の理解が得られにくい。



- 【全国の状況】
(H29.5高知県調べ) ※高知県を除く
- ・α=1⇒38都道府県
 - ・α=0.5⇒2都道府県、
 - ・α=0⇒4都道府県
 - ・その他⇒1都道府県(α=0.7から6年間でα=0。)
 - ・検討中⇒1都道府県

運営検討協議会での議論の取りまとめ

- 主な意見
- ・医療費水準が低い市町村⇒厚労省の示す原則どおりの医療費水準を全て反映することが被保険者等の理解が得られ易い。
 - ・医療費水準が高い市町村⇒医療費水準を全て反映することはやむを得ない。しかし平成30年度以降の保険料が激変しないようにして欲しい。

<医療費水準の反映程度による納付金額/人の変化>

	(100%反映)	(50%反映)	(10%反映)
・四万十市 (低医療費)	73,278円	79,463円	85,013円
・大豊町 (高医療費)	98,825円	89,801円	81,703円

※平成28年度の各市町村の決算における医療給付費等を基にして、医療費の伸び等を勘案して試算。

- ①市町村は、納付金額による国保税額への影響に最も関心がある。⇒税率を上げる場合は被保険者が納得できる理由が必要。
- ②各市町村が県に納める「国保事業納付金総額」は、各市町村の医療給付費の合計額をもとに算出されていることから、各市町村の医療費水準に応じた配分が最も被保険者の理解が得られやすい。
- ③厚労省の原則は「医療費水準を全て反映(α=1)」。
- ④38都道府県が「医療費水準を全て反映(α=1)」予定。

○医療費水準を全て反映(α=1)を基本とする。

<2-(3)>

「所得係数」(β)について

国保事業費納付金の算定における「所得水準」の反映の程度について（βについて）

1. 厚生労働省の保険料負担に関する基本的な考え方

- 市町村間で、同じ医療費であれば同じ保険料負担が基本。
- 所得水準の高低により、負担が異ならないように国普通調整交付金(国普通調)で調整を行う。
 - ・高所得市町村には国普通調整交付金を少なく、低所得市町村には国普通調整交付金を多くすることにより、市町村間の所得水準の高低による保険料への影響を調整している。
- 所得調整は、国普通調整交付金により応能部分(所得部分)の額を調整する。
 - ・応能部分(人数部分)は受益にかかる部分であり、調整は行わない。

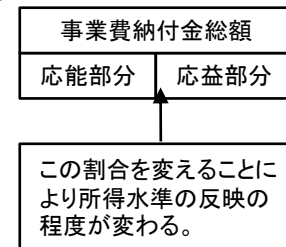
	事業費納付金50%		国普通調	その他 国・県の 公費
	応益部分	応能部分		
基準(平均所得県)	25%	25%	7%	43%
低所得市町村	25%	25% - α	7% + α	
高所得市町村	25%	25% + α	7% - α	

2. 所得水準の反映の程度について

- ・所得水準の納付金への反映は、国保事業費納付金県総額を所得に応じて配分する額(応能部分)と、被保険者数及び世帯数に応じて配分する額(応益部分)に按分する率を変えることによって行う。その按分割合を決める役割を担うのが「**所得係数β**」。
- ・応能部分の割合によって、市町村の納付金配分額が相違。(応能を多くする⇒高所得市町村に多く配分、応能を少なくする⇒低所得市町村に多く配分。)

<按分する率の定め方の厚生労働省の原則>

- ◎「**応能部分の割合**=β ÷ (1 + β)」、「**応益部分の割合**=1 - 応能部分の割合」。
- ※ 所得係数β は「**都道府県平均の1人あたり所得 ÷ 全国平均の1人あたり所得**」。
- ※ 高知県のβ は約0.75(医療分。H27年度所得より算出。)で、**応能割合: 応益割合=43:57**。(H28年度所得では0.73)(全国平均所得より高所得都道府県はβ > 1、全国平均所得より低所得県はβ < 1となる。)
- 激変緩和から当面の間は、各都道府県において別途、β 以外のβ '(例えばβ '=1など)を使用することも可能。

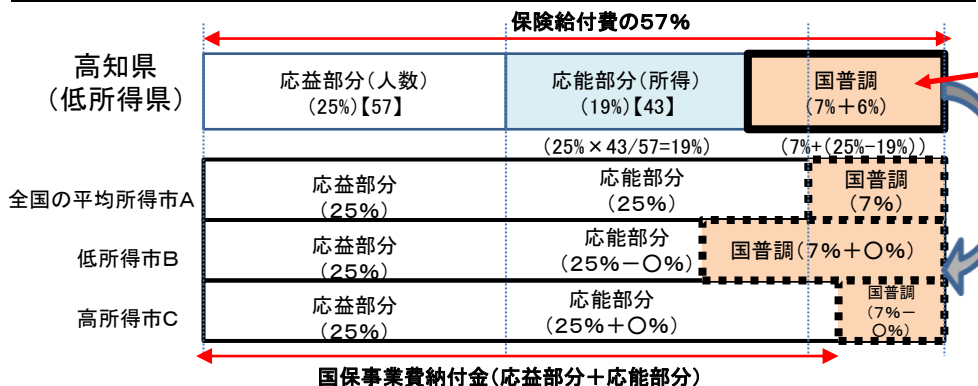


★論点★ 所得係数(β)について

- ・応能・応益割合を決める「**所得係数(β)**」について、国基準の値を用いるか、または、県独自の値を用いるか。
- ・また、県独自の値を用いる場合はその値。

【全国の状況】(H29.5高知県調べ)※高知県を除く
 ・**所得係数(β)=国基準: 41都道府県**
 ・**県独自: 3都道府県、検討中: 2都道府県**

3. 国普通調整交付金による応能部分(所得)の調整と国保事業費納付金について



都道府県間で同じ医療費水準であれば同一保険料負担を実現するために、国普通調整交付金で調整。(本県の場合は多く配分+6%)
 ⇒県の応能: 応益の割合は、所得係数βを用いることにより算出された割合となる。

県の事業費納付金の算定においても、所得係数(β)を用いた応能応益割合とし、普通調整交付金の県内市町村の再配分を行うことで、県内市町村間でも同一医療費水準であれば同一保険料負担となる。

運営検討協議会での議論の取りまとめ

- 「**所得係数β = 県平均の1人あたり所得 ÷ 全国平均の1人あたり所得**」を用いることを基本とする。

<2-(4)>

激変緩和措置について

激変緩和措置について（概要）

激変緩和の必要性

- ・これまで、市町村の医療費や前期高齢者割合等に応じ、各市町村ごとに交付されていた公費等を控除して各市町村が保険料を算出。
- ・平成30年度以降、事業費納付金の仕組みの導入により、県全体に交付された公費を控除した後の納付金総額を、各市町村の医療費水準や所得水準により配分することになることから、各市町村の責めに帰さない制度改革により、保険料負担が増加する市町村が出てくる。同様に、減少する市町村が出て総額は変わらない。
- ・このため、保険料負担が急激に増加しないよう激変緩和措置を講ずることとしている。

市町村によって激変が生じる主な理由

(1) 前期高齢者交付金の県への一括交付化

【現行の交付方法】

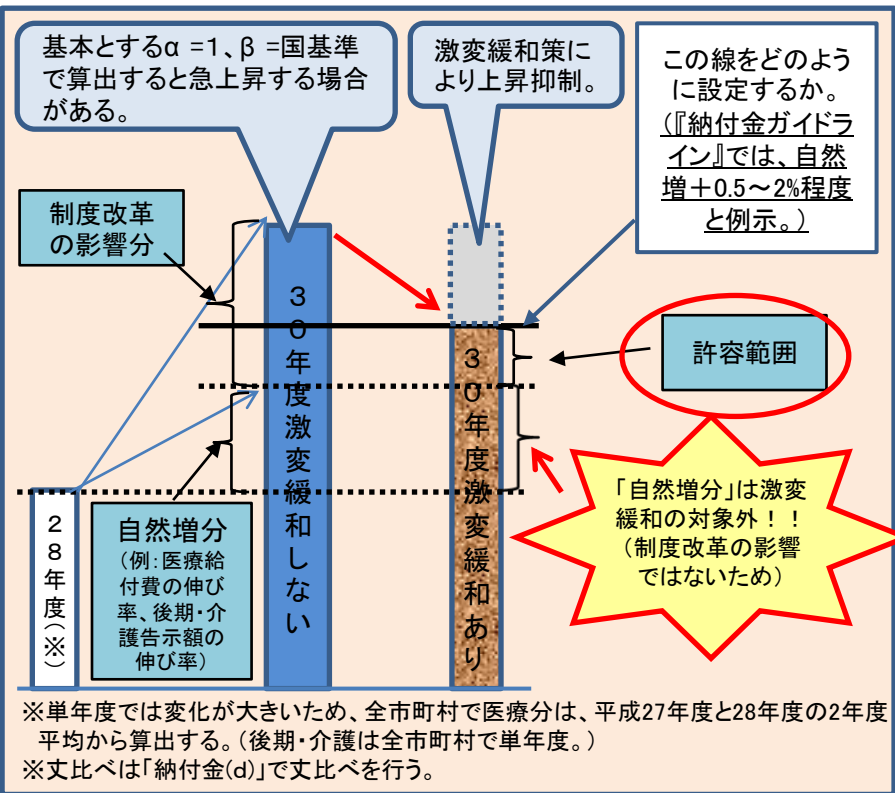
- ・各市町村の前期高齢者の加入割合に応じて各市町村に交付される。（高齢者の加入割合が高い市町村は多く交付される。）

【制度改革後の交付方法】

- ・各都道府県の前期高齢者の加入割合に応じて各都道府県に一括交付されるため、各市町村の前期高齢者の加入割合は、納付金配分には関係なくなる。
- ⇒ 現行で多く交付されていた市町村は納付金が多くなる。

(2) 保険財政共同安定化事業の廃止による影響

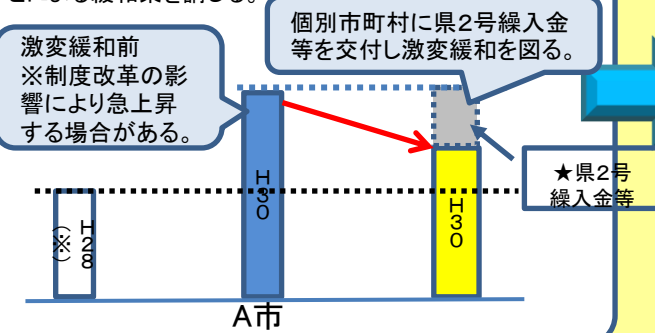
- ・平成30年度以降、保険財政共同安定化事業が廃止されることによる影響。
- ⇒ 現行制度で交付超過であった市町村は納付金が多くなる。



★厚労省が示す3つの激変緩和の方法★

激変緩和用国費と県2号繰入金(現在の県2号交付金)により市町村ごとに個別調整

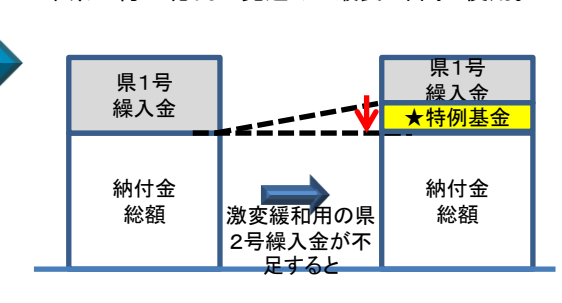
県繰入金等の一部を使用し、個別に繰入金を交付することによる緩和策を講じる。



激変緩和用の財政安定化基金による調整

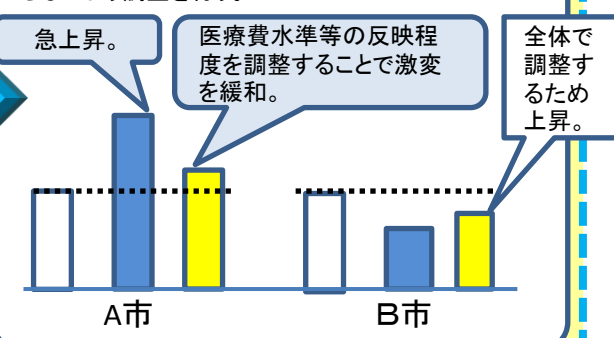
国から全額交付される激変緩和用の基金(※)を活用し、事業費納付金総額を減じて調整。

※ 全国枠300億円。
 本県は約1.8億円の見込みで最長6年間で使用。



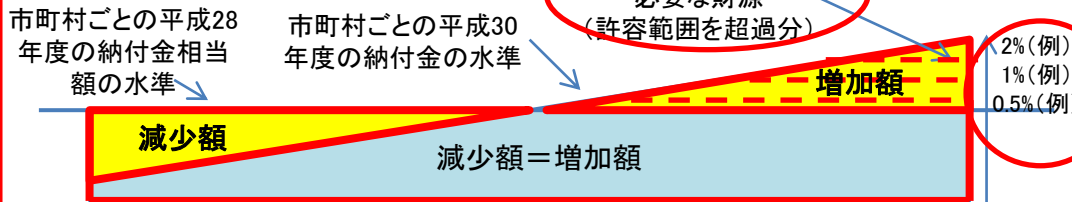
事業費納付金算定の全体での調整

事業費納付金の配分の際の医療費水準及び所得水準の反映の程度を調整することにより、激変とならないよう調整を行う。



激変緩和措置（「許容範囲」の割合等）に関する運営検討協議会での議論の取りまとめ

イメージ図



減少率が低い市町村 ⇔ 増加率が高い市町村

★1: 自然増の影響控除後の県全体の納付金総額は、公費等の歳入が同じであればH28(長方形)とH30(台形)は同額。(個別市町村で見ると、H28からH30にかけて減少・ほぼ同じ・増加の市町村がある。)

★2: H28からH30にかけての県全体の減少額と県全体の増加額は同額。

1. 「許容範囲」に関する論点

◎制度改革による上昇幅の「許容範囲」の設定

<厚生労働省の例示> ⇒ 0.5~2%程度

<検討状況>

◇厚生労働省が示した0.5%~2%の範囲で、活用可能な財源を踏まえ検討

①市町村の理解を得やすい割合

現在の「保険財政共同安定化事業」は、平成27年度以降、制度導入に伴う激変緩和措置として、拠出超過分(連合会への拠出額が交付額を上回る分)のうち、交付金の101%(国の原則)を超える部分に県2号交付金で財政支援を行っている。

このため、この割合に合わせることで、市町村の理解を得やすい。

②激変緩和に無理なく活用可能な額

(6.0億円+α) + 県国保財政安定化基金激変緩和分

- ・激変緩和用国費(暫定措置で全国枠300億円) 約1.5億円+α
- ・県2号調整交付金のうち保険財政共同安定化支援事業の激変緩和分 約2.2億円
- ・県2号調整交付金のうち、国の保険者努力支援へ移行 2.3億円(2号は3億円を予定)
- ・県国保財政安定化基金のうち激変緩和分 総額1.8億円(6年間で活用)

◇平成27年度を基にした推計による納付金総額239億円

許容範囲	0.5%超	1.0%超	2.0%超
激変緩和に必要な額	4.49億円	4.17億円	3.54億円
余裕財源	1.51億円+α	1.83億円+α	2.46億円+α

◇その他「丈比べの方法」について◇

①丈比べは、「被保険者1人当たりの納付金額」で行う。

②比較する制度改革前の医療分の「被保険者1人当たり納付金相当額」は、年度間でバラツキが大きいため、平成27年度と28年度の2年平均とする。

(※後期分・介護分は、全市町村で単年度決算から算出する。)

2. 「許容範囲」についての取りまとめ

①激変緩和の「許容範囲」

⇒1%を基本とする。ただし、10月に行う納付金の仮算定において最終決定を行う。

▽理由

○1%は、保険財政共同安定化事業でこれまで使用してきており市町村の理解が得られる。

○本年10月に行う納付金の仮算定において、次のことなどから激変緩和用の必要額が変更となる可能性があるため、激変緩和用の財源にはある程度の余裕が必要。(今回の試算では、激変緩和に活用可能な財源を6億円と想定し、許容範囲を1%とした場合、4.2億円で激変緩和が可能。)

・今回の試算は、平成26・27年度の平均と、平成28年度を基に試算した納付金額(29年度)を比較している。

・30年度の納付金の本算定は、平成27・28年度の平均と、納付金額(30年度予算ベース)との比較となる。

・仮算定において、給付費の推計値や国が示す納付金を算定するための前期高齢者交付金等の各種係数が変更となる。

②仮算定において激変緩和用の必要額が「6億円+α」を超過する場合の対応

⇒今回の試算において、「許容範囲1%」では、1.8億円+αの余裕財源があるが、仮算定でこれ以上に増加した場合は次の方法を検討

- ・第1段階 県1号繰入金の一部を活用
- ・第2段階 激変緩和用の財政安定化基金を活用
- ・第3段階 許容範囲を再検討

※α、βの再調整や、国の『納付金ガイドライン』で示された減少額をカットする方法は、今回の試算結果では必要が無いと考えている。

③「許容範囲」の見直し時期(改定時期)について

○激変緩和措置の対象とする「許容範囲」は、平成30年度に策定する『県国保運営方針』の対象期間の3年間(平成30~32年度)は1パーセントを基本とする。

○ただし、公費のあり方などに変化があった場合は見直しが必要となることもあり得ることから、毎年度、公費の状況等を踏まえ、市町村と協議を行う。

④激変緩和措置の期間について

○当面は終期を定めず、次期の『県国保運営方針』の策定(平成33年度改訂予定)に向けた協議の中で、被保険者への制度改革の周知の状況や公費の在り方等の検討状況も踏まえて検討・協議を行うこととする。

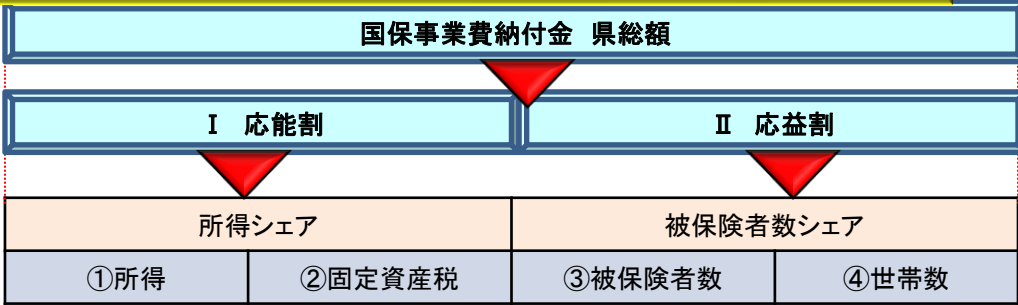
<2-(5)>

その他の項目について

- 1 算定方法及び賦課割合
- 2 賦課限度額
- 3 特別高額医療費の共同負担

「国保事業費納付金」の算定におけるその他の項目

1. 「国保事業費納付金」の配分等における算定方法及び賦課割合



応能・応益	応能・応益区分	方式			課題・問題点等
		2方式	3方式	4方式	
応能	所得	○	○	○	※必須項目。
	固定資産	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産を所有することが必ずしも担税力と一致しない。 固定資産税との二重課税感。 他の市町村に所有する固定資産には賦課されない。 固定資産以外の資産(金融資産など)には賦課されない。
応益	被保険者	○	○	○	※必須項目。
	世帯	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者数が少ない世帯の過重負担感 被保険者数が多い世帯の負担軽減という世帯割の必要性は、世帯人数の減少により低下(高知県 S36末:3.95人 ⇒H26末:1.63人) 廃止した場合は、被保険者数の多い世帯の応益割が多くなる。

運営検討協議会での議論の取りまとめ

①算定方式について

⇒「国保事業費納付金」の配分における算定方法及び「標準的な保険料率」(都道府県統一の算定方式)の算定方法は、ともに**3方式**とする。

②賦課割合について

⇒応益割内の賦課割合は、法定割合の

均等割(被保険者数):平等割(世帯数)=70:30とする。

2. 賦課限度額

現状(平成29年度の県内市町村の賦課限度額(上限))

医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
540,000円(政令)	190,000円(政令)	160,000円(政令)

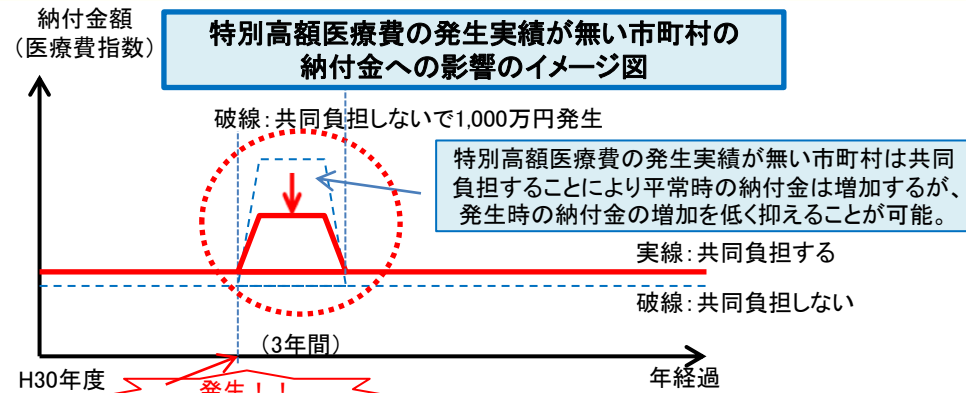
運営検討協議会での議論の取りまとめ

○医療分、後期分、介護分ともに、**賦課限度額は政令で定める額**とする。(考え方)

▽県内全市町村が、賦課限度額は政令で定める額としていること。

▽賦課限度額を低く設定することは、低所得者の負担が重くなること。

3. 特別高額医療費の共同負担(レセプト1件当たり420万円超のうち200万円超部分)



運営検討協議会での議論の取りまとめ

○本県は小規模市町村が多いことから、**特別高額医療費の発生リスクの回避のため特別高額医療費の共同負担を行う。**

(考え方)

▽国費が20億円から60億円に拡充される予定(全国ベース)であるが、特別高額医療費の発生実績が無い小規模市町村に発生した場合、納付金額への影響が大きいので、共同負担を行うことにより市町村国保財政の安定化を図る必要がある。(※1件1,000万円以上が発生する可能性や複数件発生する可能性もある。)

▽市町村アンケートで、全市町村のうち約半数が「行う方が良い」と回答しており、また、発生頻度が県平均以下の市町村でも「行う方が良い」が「行わない方が良い」より多いこと。

<3>

『国保運営方針』第2章に関連すること

- (1)赤字解消・削減の取組と目標年次等【第2章 第3】
- (2)国保財政安定化基金の運用【第2章 第4】

赤字解消・削減の取組と目標年次等について

◆「赤字解消計画」の策定

国保運営方針策定要領では、赤字市町村には、赤字の解消・削減に向け計画的・段階的な解消が図られるよう、目標年次及び取組について定めた赤字解消計画を策定することとされている。このため、国保運営方針で、「解消・削減すべき赤字の定義」、「赤字解消計画の策定」及び「標準的な赤字解消の目標期間」を定める必要がある。

◆解消・削減すべき赤字の定義(厚労省の定義)

「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額※1」と「繰上充用金の増加額※2」の合算額。

解消・削減すべき赤字

「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」(※1)

- a) 決算補填目的のもの
・保険料の収納不足のため
・医療費の増加
- b) 保険者の政策によるもの
・保険料の負担緩和を図るため
(前期納付金・後期支援金・介護納付金分を含む。)
・任意給付に充てるため
- c) 過年度の赤字によるもの
・累積赤字補填のため
・公債費、借入金利息

「繰上充用金の増加額」(※2)

- ・平成28年度以降の収支の赤字による繰上充用金の増分
・平成30年度以降に繰上充用金の増加が起こった場合、その増加部分

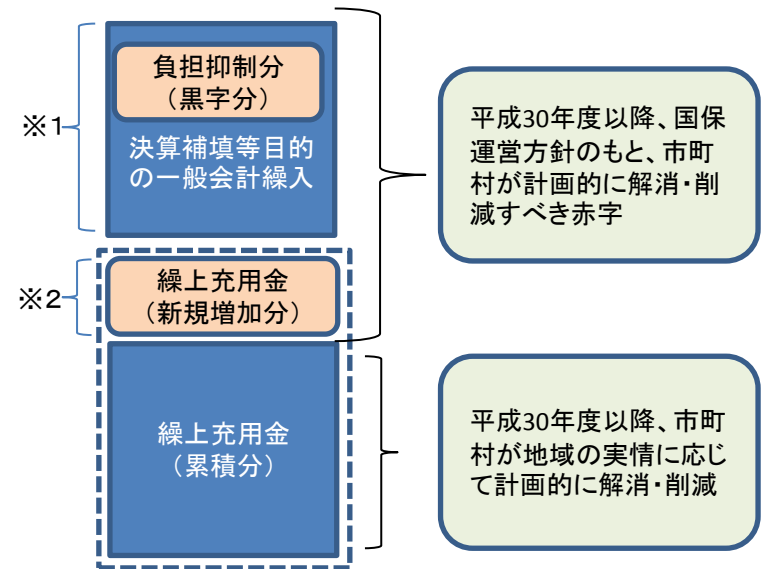
解消・削減すべき赤字に含まれない「決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入額」

- ・保険料の減免額に充てるため
・地方独自事業の波及増補填等
・保健事業費に充てるため
・直営診療施設に充てるため
・基金積立
・返済金
・その他

解消・削減すべき赤字に含まれない繰上充用金

- ・平成27年度以前に発生した繰上充用金(累積分)

平成27年度決算において、厚労省が定義する「解消・削減すべき赤字」がある県内市町村 = 18市町村(1,174,607千円)



運営検討協議会での議論の取りまとめ

① 解消・削減すべき赤字の定義

解消・削減すべき赤字の定義は、厚労省の定義通り、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合算額とする。

② 赤字解消計画の策定

解消・削減すべき赤字を有する市町村は、医療費水準、国保料税率の設定、収納率等、赤字となった要因分析を行うとともに解消のための必要な対策について整理し、赤字解消・削減の取組や目標年次等を設定した赤字解消計画を策定する。

③ 標準的な赤字解消の目標期間

- ・標準的な赤字解消の目標期間の設定に当たっては、実現可能性の点から、多くの赤字市町村が赤字解消を達成できる期間を設定する必要がある。
- ・平成27年度決算において「解消・削減すべき赤字」がある県内市町村への意見照会の結果、最も多かった5年を基本とする(13/18市町村が達成可能)。
- ・6年以上必要な市町村や、より短期間で十分な市町村については、実態に即した期間とする。

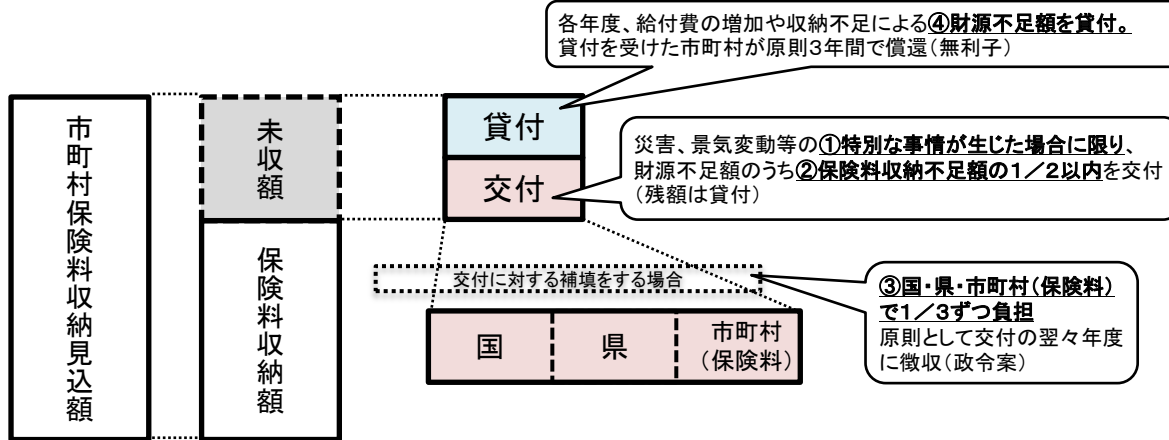
「国保財政安定化基金」の運用について

1. 基金の趣旨

財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、県に財政安定化基金を設置し、県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保する。

2. 基金の内容

市町村において収納不足が生じた場合(イメージ)



3. 基金規模

□ 全額国費で創設され、平成27年度から全国で総額2,000億円規模を目指し段階的に造成

	高知県	全国
平成27年度	1.22億円	200億円
平成28年度	2.44億円	400億円
平成29年度(予定)	※6.72億円	1,100億円
平成32年度まで(予定)	※1.84億円	300億円
合計(予定)	※12.22億円	2,000億円

※H29年度の高知県分は、H27の配分割合を用いて算出しているが今後変更されることがある
※制度改正に伴う激変緩和措置分、平成30年度以降の事業充当分も別途交付される予定

4. 運営検討協議会での議論の取りまとめ

項目	①市町村への交付要件「特別な事情」について	②市町村への交付額「収納不足額の1/2以内」について	③交付分に係る市町村補填分の按分方法(市町村補填分の1/3の取扱)	④財政安定化基金からの貸付額について(市町村への貸付分)
厚労省の原則	災害、地域産業に打撃など、予算編成時に見込めなかった事情により、被保険者の生活等に影響を与え、収納率が低下した場合としてはどうか。 ⇒運用上は、交付を希望する市町村が「特別な事情」として申請を行い、都道府県が認める場合としてはどうか。	交付額は収納不足額の1/2以内	当該交付を受けた市町村が補填する。 【例外】 「特別な事情」を加味しながら、市町村の意見を踏まえ、都道府県がその按分方法を決定する。	各市町村が12月末時点で把握している収納状況から、過去の同月までの収納進捗の実績等を踏まえ、収納見込み額及び不足見込み額を推計し、これを1.1倍(※)した額を貸付の対象として申請する。 (※)見込み誤りによる財政不均衡を防ぐ趣旨で推計額の1.1倍とする。(介護保険においても同様の算定方法を用いている。)
論点	・厚労省が示すもの以上に、特に具体的に県条例等に明記しておくべきものはないか。 ・事前に想定が難しい場合もある中で、どこまで具体的にしておくべきか。	・「基金残高の範囲内で収納不足額の原則1/2」とすることで問題があるか。 ・事例により交付割合を変えようとした場合、判断基準の検討が必要。 ・「特別な事情による収納不足額」の把握方法。 ・「特別な事情に因らない滞納による収納不足」との区分方法。	・厚労省の原則と異なる運用をするのであれば、理由や按分方法の整理が必要。 ・モラルハザード、安易な申請を防ぐことが出来る方法とすることが必要。 ・「災害や地域経済の悪化という「特別な事情」が起こるリスク(可能性)は、長い期間で考えると全市町村同じ条件ではないか。	貸付額は不足見込み額の1.1倍で適当かどうか。
検討結果	「特別な事情」は、厚労省が示す「災害、地域産業に打撃など、予算編成時に見込めなかった事情により、被保険者の生活等に影響を与え、収納率が低下した場合」とする。具体的な判断を要する内容のものが発生した場合は、県が市町村からの協議により検討する。	市町村への財政安定化基金の交付額については、「基金残高の範囲内で収納不足額の原則1/2」とする。(円未満の端数は切り捨て、また、基金残高を超える交付申請があった際は、その都度、調整する。)	市町村補填分については、当該交付を受けた市町村が補填する。	・収納額の低下により財源不足となった場合に、市町村の申請に基づき、県が貸付額を決定する。 ・貸付額は、「不足見込み額の1.1倍」とする。

<4>

**国保制度改革(都道府県化)に向けた
平成29年度スケジュール**

平成29年度スケジュール（国保制度改革に向けて）

平成29年9月14日 高知県国保指導課

月	スケジュール	備考
平成29年 4月	◇第7回 幹事会(4月21日) ・国保事業費納付金の算定方法等 ◇第1回 運営協議会(4月24日) ・国保制度改革について等	
5月	◇第8回 幹事会(5月30日) ・国保事業費納付金の算定方法、『高知県国民健康保険運営方針』等	
6月		
7月	◇第9回 幹事会(7月24日) ・国保事業費納付金の算定方法、国保運営方針(原案)	
8月	◇第10回 幹事会(8月15日) ・国保運営方針(案)、国保事業費納付金の算定方法(案)等の取りまとめ ◇全市町村への説明会(8月22日) ・国保事業費納付金の算定方法(案)等について説明 ◇第4回 運営検討協議会(8月31日) ・国保運営方針(案)、国保事業費納付金の算定方法(案)等の取りまとめ	
9月	◇第2回 運営協議会(9月14日) ・国保運営方針(案)、国保事業費納付金の算定方法(案)等の審議 ◇国保運営方針(案)について全市町村へ意見照会 ◇国保運営方針(案)パブリックコメント(1ヶ月間)	
10月	◇9月県議会 危機管理文化厚生委員会 (10月上旬) ・国保運営方針(案)等報告 ◇第5回 運営検討協議会(下旬) ・国保運営方針、国保事業費納付金の算定方法等の決定	※ 納付金算定の仮係数提示が10月中旬予定。
11月	◇第3回 運営協議会(11月10日 18時～)【予定】 ・国保運営方針、国保事業費納付金の算定方法等の答申 ○『高知県国民健康保険運営方針』等決定(上～中旬)	
12月	◇12月県議会 ・国保事業費納付金等関係条例議案の提案、国保運営方針報告	※ 納付金算定の確定係数提示が12月下旬予定。
平成30年 1月	市町村へ平成30年度事業費納付金額通知(中旬)	
2月	◇県議会 ・平成30年度国保特別会計予算、財政安定化基金条例改正議案等の提案	
3月		

【数値資料】

＜留意事項＞

○「納付金額(d)」（市町村が県に納める国保事業費納付金額）と、被保険者が市町村に納める「保険料税額（率）」は、異なるものである。（「資料1」の5ページを参照。）

※1:「保険料税額(率)」は、「納付金額(d)」に各市町村独自に行っている保健事業、出産育児一時金等にかかる費用を加算し、また、各市町村ごとの事情等により交付されるため市町村間で額が相違する国の特別調整交付金、県の2号繰入金、保険者努力支援制度による交付金、財政安定化支援事業(交付税措置による一般会計からの繰入金)などを減算した額をもとに、各市町村が算定する。

※2:また、各市町村の判断により、前年度繰越金や基金繰入金、法定外の一般会計からの繰入金などの市町村の独自の財源により、保険料税額(率)の増加抑制を行っている場合がある。

○平成29年度に新たな国保制度を導入したと仮定して推計したものであり、平成30年度の「納付金額」を表すものではない。そのため、各種数値は、今後、変更となる。

○激変緩和(丈比べ)の基準値について、医療分は平成26年度決算と平成27年度決算の2年平均値、後期分と介護分は平成27年度単年度決算を基に算出している。その際、前期高齢者交付金等の後年度に精算を行う費用については、確定額を用いている。

また、療養給付費等負担金、国普通調整交付金、県1号調整交付金は、保険給付費に連動するため、前期高齢者交付金(確定額)を基に算出した保険給付費に連動するように調整をしている。

○1人当たりの額の「医療分・後期分・介護分の合計」は、激変緩和措置の効果額を見るために、各総額の計を一般被保険者数で除している。

※注意:この表に示しているのは「1人当たり納付金額(d)」であり、各市町村の「1人当たり保険料(税)額」ではありません。

- ・県全体で集める必要がある医療分の納付金総額(約172億円)を、医療費水準の反映の程度を変化させて(α =1、0.5、0.1)、各市町村への割当額を試算。
- ・平成29年度医療費は、平成28年度の医療費実績を基にして算出。
- ・医療費水準は、平成25～27年度の平均、所得水準は平成28年度を使用。

【金額単位:円】

市町村名	【試算1】 α =1、β =国基準	【試算2】 α =0.5、β =国基準	【試算3】 α =0.1、β =国基準	比較			
	激変緩和措置前の額			【試算2】-【試算1】	【試算2】/【試算1】	【試算3】-【試算1】	【試算3】/【試算1】
1 高知市	98,702	98,139	97,633	▲ 563	99.4%	▲ 1,069	98.9%
2 室戸市	116,068	107,904	100,578	▲ 8,164	93.0%	▲ 15,490	86.7%
3 安芸市	98,539	96,007	93,736	▲ 2,532	97.4%	▲ 4,803	95.1%
4 南国市	98,551	97,109	95,815	▲ 1,442	98.5%	▲ 2,736	97.2%
5 土佐市	98,838	96,100	93,643	▲ 2,738	97.2%	▲ 5,195	94.7%
6 須崎市	82,791	86,679	90,168	3,888	104.7%	7,377	108.9%
7 四万十市	73,278	79,463	85,013	6,185	108.4%	11,735	116.0%
8 土佐清水市	97,955	101,409	104,508	3,454	103.5%	6,553	106.7%
9 宿毛市	83,434	88,253	92,578	4,819	105.8%	9,144	111.0%
10 東洋町	117,113	111,136	105,772	▲ 5,977	94.9%	▲ 11,341	90.3%
11 奈半利町	110,455	105,963	101,932	▲ 4,492	95.9%	▲ 8,523	92.3%
12 田野町	71,096	77,272	82,813	6,176	108.7%	11,717	116.5%
13 安田町	119,072	111,445	104,601	▲ 7,627	93.6%	▲ 14,471	87.8%
14 北川村	130,274	120,409	111,557	▲ 9,865	92.4%	▲ 18,717	85.6%
15 馬路村	125,515	113,830	103,344	▲ 11,685	90.7%	▲ 22,171	82.3%
16 芸西村	129,738	118,486	108,390	▲ 11,252	91.3%	▲ 21,348	83.5%
17 香美市	99,817	99,537	99,286	▲ 280	99.7%	▲ 531	99.5%
22 香南市	94,576	94,241	93,940	▲ 335	99.6%	▲ 636	99.3%
26 大川村	65,458	68,553	71,331	3,095	104.7%	5,873	109.0%
27 土佐町	97,370	98,681	99,857	1,311	101.3%	2,487	102.6%
30 本山町	94,006	98,429	102,397	4,423	104.7%	8,391	108.9%
31 大豊町	98,825	89,801	81,703	▲ 9,024	90.9%	▲ 17,122	82.7%
32 いの町	99,576	96,936	94,567	▲ 2,640	97.3%	▲ 5,009	95.0%
36 仁淀川町	78,003	80,444	82,635	2,441	103.1%	4,632	105.9%
37 佐川町	87,876	88,789	89,609	913	101.0%	1,733	102.0%
38 越知町	102,459	107,160	111,379	4,701	104.6%	8,920	108.7%
39 中土佐町	100,165	98,958	97,875	▲ 1,207	98.8%	▲ 2,290	97.7%
40 四万十町	75,467	79,724	83,543	4,257	105.6%	8,076	110.7%
41 日高村	83,142	86,863	90,202	3,721	104.5%	7,060	108.5%
42 津野町	90,392	94,173	97,566	3,781	104.2%	7,174	107.9%
46 椿原町	81,260	81,970	82,607	710	100.9%	1,347	101.7%
48 黒潮町	88,882	92,186	95,152	3,304	103.7%	6,270	107.1%
50 大月町	87,432	90,795	93,813	3,363	103.8%	6,381	107.3%
53 三原村	70,721	70,993	71,237	272	100.4%	516	100.7%
高知県 計	95,381	95,381	95,381	0	100.0%	0	100.0%

「1人当たり納付金額（d）」の比較（平成27年度決算ベースと平成29年度試算ベース（激変緩和前））

※H29年度の値は、 $\alpha = 1$ 、 $\beta =$ 国基準で試算。

【金額単位：円】

※注意：この表に示しているのは「1人当たり納付金額(d)」であり、各市町村の「1人当たり保険料(税)額」ではありません。

市町村名	平成27年度決算ベース (※医療分のみH26とH27の2年平均)				平成29年度試算ベース (※ $\alpha = 1$ 、 $\beta =$ 国基準)				差額(H29-H27)			
	1人当たり納付金額(d)【①】				1人当たり納付金額(d)【②】				1人当たり納付金額【②-①】			
	医療分	後期分	介護分	合計	医療分	後期分	介護分	合計	医療分	後期分	介護分	合計
高知市	95,868	26,159	31,254	132,441	98,702	25,951	34,212	136,053	2,834	▲ 208	2,958	3,612
室戸市	112,861	24,396	27,176	146,868	116,068	26,700	33,314	154,550	3,207	2,304	6,138	7,682
安芸市	103,753	26,310	32,275	142,248	98,539	27,216	35,086	139,002	▲ 5,214	906	2,811	▲ 3,246
南国市	98,776	25,082	27,189	132,714	98,551	26,633	31,305	135,380	▲ 225	1,551	4,116	2,666
土佐市	91,615	26,056	28,028	126,583	98,838	26,680	34,393	136,454	7,223	624	6,365	9,871
須崎市	89,764	25,661	29,140	125,218	82,791	25,272	33,461	119,308	▲ 6,973	▲ 389	4,321	▲ 5,910
四万十市	78,774	24,611	26,579	112,743	73,278	24,033	27,834	107,110	▲ 5,496	▲ 578	1,255	▲ 5,633
土佐清水市	86,504	26,052	28,643	122,785	97,955	25,190	30,782	134,137	11,451	▲ 862	2,139	11,352
宿毛市	94,662	25,126	26,648	129,408	83,434	24,148	28,399	117,834	▲ 11,228	▲ 978	1,751	▲ 11,574
東洋町	77,499	23,722	23,479	109,465	117,113	23,576	27,667	150,404	39,614	▲ 146	4,188	40,939
奈半利町	106,328	24,052	25,632	139,763	110,455	24,925	30,286	146,466	4,127	873	4,654	6,703
田野町	88,756	23,517	23,574	122,006	71,096	24,236	29,015	107,311	▲ 17,660	719	5,441	▲ 14,695
安田町	105,389	24,767	30,785	141,859	119,072	23,775	33,581	155,613	13,683	▲ 992	2,796	13,754
北川村	94,356	25,646	22,523	127,565	130,274	23,850	24,419	162,324	35,918	▲ 1,796	1,896	34,759
馬路村	71,829	30,445	35,514	115,615	125,515	29,970	39,723	170,408	53,686	▲ 475	4,209	54,793
芸西村	121,000	27,551	35,607	161,440	129,738	29,324	40,424	173,695	8,738	1,773	4,817	12,255
香美市	85,248	25,389	27,462	119,561	99,817	25,618	30,476	135,339	14,569	229	3,014	15,778
香南市	86,955	25,095	26,764	120,920	94,576	25,813	31,502	130,830	7,621	718	4,738	9,910
大川村	56,427	20,284	18,550	85,548	65,458	23,394	27,549	101,976	9,031	3,110	8,999	16,428
土佐町	80,459	23,270	22,951	111,436	97,370	22,937	28,794	129,976	16,911	▲ 333	5,843	18,540
本山町	98,771	25,963	30,915	134,722	94,006	25,242	34,954	130,541	▲ 4,765	▲ 721	4,039	▲ 4,181
大豊町	73,830	23,486	21,232	103,592	98,825	20,597	26,199	127,167	24,995	▲ 2,889	4,967	23,575
いの町	88,159	25,731	28,773	123,192	99,576	25,511	30,291	134,879	11,417	▲ 220	1,518	11,687
仁淀川町	84,705	21,049	25,705	113,846	78,003	21,197	28,357	108,128	▲ 6,702	148	2,652	▲ 5,718
佐川町	95,409	25,268	29,758	130,239	87,876	24,127	31,976	122,277	▲ 7,533	▲ 1,141	2,218	▲ 7,962
越知町	77,071	28,106	32,059	116,462	102,459	26,514	32,646	140,465	25,388	▲ 1,592	587	24,003
中土佐町	87,003	26,376	30,187	123,999	100,165	25,938	38,599	139,682	13,162	▲ 438	8,412	15,683
四万十町	82,413	25,184	27,528	117,632	75,467	23,289	28,515	109,151	▲ 6,946	▲ 1,895	987	▲ 8,481
日高村	85,826	24,668	30,362	119,691	83,142	24,096	33,716	117,450	▲ 2,684	▲ 572	3,354	▲ 2,241
津野町	90,320	26,935	28,135	125,655	90,392	23,268	35,036	124,119	72	▲ 3,667	6,901	▲ 1,536
梶原町	81,939	26,609	25,444	116,743	81,260	24,698	29,879	115,581	▲ 679	▲ 1,911	4,435	▲ 1,162
黒潮町	89,471	24,736	27,009	123,458	88,882	23,731	29,275	122,640	▲ 589	▲ 1,005	2,266	▲ 818
大月町	95,094	26,509	28,718	132,741	87,432	24,802	31,847	124,585	▲ 7,662	▲ 1,707	3,129	▲ 8,156
三原村	77,026	24,747	22,621	109,688	70,721	21,497	26,005	101,317	▲ 6,305	▲ 3,250	3,384	▲ 8,371
県計	92,920	25,656	29,188	128,442	95,381	25,534	32,480	131,894	2,461	▲ 122	3,292	3,452

※1人当たりの合計額は医療分+後期分+介護分の合計額を一般被保険者で除しているため、医療分、後期分、介護分のそれぞれの額の合計とは一致しない。

許容範囲ごとの激変緩和による効果額（激変緩和用の余裕財源（1.8億円）を再配分前）（医・後・介の計の1人当たり納付金額）

※H29年度の値は、 $\alpha=1$ 、 β =国基準で試算。

【金額単位：円】

※注意：この表に示しているのは「1人当たり納付金額(d)」であり、各市町村の「1人当たり保険料(税)額」ではありません。

市町村名	平成27年度1人当たり「d」 (決算・激変緩和の基準値)	平成29年度1人当たり「d」 (試算・激変緩和前)【①】	平成29年度1人当たり「d」 (試算・激変緩和後・余裕財源を再配分前)				激変緩和による効果額			
			「一定割合」 =自然増等 +許容範囲0%【A】	「一定割合」 =自然増等 +許容範囲0.5%【B】	「一定割合」 =自然増等 +許容範囲1.0%【C】	「一定割合」 =自然増等 +許容範囲2.0%【D】	0% 【A】-①	0.5% 【B】-①	1.0% 【C】-①	2.0% 【D】-①
高知市	132,441	136,053	136,000	136,053	136,053	136,053	▲ 53	0	0	0
室戸市	146,868	154,550	150,815	151,550	152,284	153,753	▲ 3,735	▲ 3,000	▲ 2,266	▲ 797
安芸市	142,248	139,002	139,002	139,002	139,002	139,002	0	0	0	0
南国市	132,714	135,380	135,380	135,380	135,380	135,380	0	0	0	0
土佐市	126,583	136,454	129,985	130,618	131,251	132,517	▲ 6,469	▲ 5,836	▲ 5,203	▲ 3,937
須崎市	125,218	119,308	119,308	119,308	119,308	119,308	0	0	0	0
四万十市	112,743	107,110	107,110	107,110	107,110	107,110	0	0	0	0
土佐清水市	122,785	134,137	126,085	126,699	127,313	128,541	▲ 8,052	▲ 7,438	▲ 6,824	▲ 5,596
宿毛市	129,408	117,834	117,834	117,834	117,834	117,834	0	0	0	0
東洋町	109,465	150,404	112,407	112,954	113,502	114,596	▲ 37,997	▲ 37,450	▲ 36,902	▲ 35,808
奈半利町	139,763	146,466	143,519	144,218	144,917	146,314	▲ 2,947	▲ 2,248	▲ 1,549	▲ 152
田野町	122,006	107,311	107,311	107,311	107,311	107,311	0	0	0	0
安田町	141,859	155,613	145,672	146,381	147,090	148,509	▲ 9,941	▲ 9,232	▲ 8,523	▲ 7,104
北川村	127,565	162,324	130,993	131,631	132,269	133,545	▲ 31,331	▲ 30,693	▲ 30,055	▲ 28,779
馬路村	115,615	170,408	118,722	119,300	119,878	121,035	▲ 51,686	▲ 51,108	▲ 50,530	▲ 49,373
芸西村	161,440	173,695	165,779	166,586	167,394	169,008	▲ 7,916	▲ 7,109	▲ 6,301	▲ 4,687
香美市	119,561	135,339	122,774	123,372	123,970	125,166	▲ 12,565	▲ 11,967	▲ 11,369	▲ 10,173
香南市	120,920	130,830	124,170	124,774	125,379	126,588	▲ 6,660	▲ 6,056	▲ 5,451	▲ 4,242
大川村	85,548	101,976	87,847	88,274	88,703	89,558	▲ 14,129	▲ 13,702	▲ 13,273	▲ 12,418
土佐町	111,436	129,976	114,431	114,988	115,545	116,660	▲ 15,545	▲ 14,988	▲ 14,431	▲ 13,316
本山町	134,722	130,541	130,541	130,541	130,541	130,541	0	0	0	0
大豊町	103,592	127,167	106,376	106,894	107,412	108,448	▲ 20,791	▲ 20,273	▲ 19,755	▲ 18,719
いの町	123,192	134,879	126,503	127,119	127,735	128,967	▲ 8,376	▲ 7,760	▲ 7,144	▲ 5,912
仁淀川町	113,846	108,128	108,128	108,128	108,128	108,128	0	0	0	0
佐川町	130,239	122,277	122,277	122,277	122,277	122,277	0	0	0	0
越知町	116,462	140,465	119,592	120,174	120,757	121,921	▲ 20,873	▲ 20,291	▲ 19,708	▲ 18,544
中土佐町	123,999	139,682	127,332	127,952	128,571	129,811	▲ 12,350	▲ 11,730	▲ 11,111	▲ 9,871
四万十町	117,632	109,151	109,151	109,151	109,151	109,151	0	0	0	0
日高村	119,691	117,450	117,450	117,450	117,450	117,450	0	0	0	0
津野町	125,655	124,119	124,119	124,119	124,119	124,119	0	0	0	0
梶原町	116,743	115,581	115,581	115,581	115,581	115,581	0	0	0	0
黒潮町	123,458	122,640	122,640	122,640	122,640	122,640	0	0	0	0
大月町	132,741	124,585	124,585	124,585	124,585	124,585	0	0	0	0
三原村	109,688	101,317	101,317	101,317	101,317	101,317	0	0	0	0
県計	128,442	131,894	129,211	129,406	129,580	129,929	▲ 2,683	▲ 2,488	▲ 2,314	▲ 1,965

『1人当たり納付金額 (d)』の時点による変化について (激変緩和用の余裕財源1.8億円を再配分後)

(①平成27年度決算 ⇒ ②平成29年度試算(激変緩和前) ⇒ ③平成29年度試算(激変緩和後+余裕財源再配分後))

【金額単位:円】

【注意事項】

○ここで示す額は、各市町村が県に納める1人当たり納付金額(平成29年度推計値)であり、被保険者が市町村に納める「保険料税額(率)」ではない。(各市町村の「保険料税額(率)」は、納付金額「d」に各市町村独自の保健事業、出産育児一時金等にかかる経費を加算し、また、各市町村に交付される公費等(国特調、県2号繰入金、財政安定化支援事業繰入金など)を減算した額を基に、各市町村が算出する。)

○数値は、今後、変更になる。(平成30年度の納付金額を表すものではない。)

○「自然増等」の割合
⇒医療分2.65%、後期分-0.47%、介護分11.28%、3つの合算2.69%

○「一定割合」(「激変緩和措置の対象外」の割合)
⇒「自然増等」+1%

市町村名	1人当たり納付金額「d」																	
	平成27年度 決算ベース (医療分のみ平成26年度と平成27年度の平均)				平成29年度 試算ベース								比較					
	激変緩和(丈比べ)の基準値...【①】				激変緩和前...【②】 (α=1、β=国基準)				激変緩和後(余裕財源(1.8億円)を再配分後) (許容範囲1%)...【③】 (α=1、β=国基準)				H29激変緩和後【③】 とH27基準値【①】 (合計額)		H29激変緩和後【③】 -H29激変緩和前【②】 (激変緩和措置による効果額)			
	医療分	後期分	介護分	合計額	医療分	後期分	介護分	合計額	医療分	後期分	介護分	合計額	③-①	③/①	医療分	支援金分	介護分	合計額
高知市	95.868	26.159	31.254	132.441	98.702	25.951	34.212	136.053	97.612	25.951	34.212	134.963	2.522	101.9%	▲ 1,090	0	0	▲ 1,090
室戸市	112.861	24.396	27.176	146.868	116.068	26.700	33.314	154.550	114.762	25.143	31,309	150,977	4,109	102.8%	▲ 1,306	▲ 1,557	▲ 2,005	▲ 3,573
安芸市	103.753	26.310	32.275	142.248	98.539	27.216	35.086	139.002	97.335	27.216	35.086	137.798	▲ 4,450	96.9%	▲ 1,204	0	0	▲ 1,204
南国市	98.776	25.082	27.189	132.714	98.551	26.633	31.305	135.380	97.429	26.633	31,305	134,259	1,545	101.2%	▲ 1,122	0	0	▲ 1,121
土佐市	91.615	26.056	28.028	126.583	98.838	26.680	34.393	136.454	93.894	26.202	31,522	130,119	3,536	102.8%	▲ 4,944	▲ 478	▲ 2,871	▲ 6,335
須崎市	89.764	25.661	29.140	125.218	82.791	25.272	33.461	119.308	81.837	25.272	33,461	118,354	▲ 6,864	94.5%	▲ 954	0	0	▲ 954
四万十市	78.774	24.611	26.579	112.743	73.278	24.033	27.834	107.110	72.416	24.033	27,834	106,248	▲ 6,495	94.2%	▲ 862	0	0	▲ 862
土佐清水市	86.504	26.052	28.643	122.785	97.955	25.190	30.782	134,137	90,121	25,190	30,782	126,303	3,518	102.9%	▲ 7,834	0	0	▲ 7,834
宿毛市	94.662	25.126	26.648	129.408	83.434	24.148	28.399	117,834	82,512	24,148	28,399	116,912	▲ 12,496	90.3%	▲ 922	0	0	▲ 922
東洋町	77.499	23.722	23.479	109.465	117,113	23,576	27,667	150,404	79,504	23,576	26,374	112,341	2,876	102.6%	▲ 37,609	0	▲ 1,293	▲ 38,063
奈半利町	106.328	24.052	25.632	139,763	110,455	24,925	30,286	146,466	109,064	24,177	28,775	143,775	4,012	102.9%	▲ 1,391	▲ 748	▲ 1,511	▲ 2,691
田野町	88.756	23.517	23.574	122,006	71,096	24,236	29,015	107,311	70,200	24,236	29,015	106,415	▲ 15,591	87.2%	▲ 896	0	0	▲ 896
安田町	105.389	24.767	30,785	141,859	119,072	23,775	33,581	155,613	109,347	23,775	33,581	145,888	4,029	102.8%	▲ 9,725	0	0	▲ 9,725
北川村	94.356	25.646	22,523	127,565	130,274	23,850	24,419	162,324	99,004	23,850	24,419	131,055	3,490	102.7%	▲ 31,270	0	0	▲ 31,269
馬路村	71.829	30.445	35,514	115,615	125,515	29,970	39,723	170,408	73,485	29,970	39,723	118,377	2,762	102.4%	▲ 52,030	0	0	▲ 52,031
芸西村	121,000	27,551	35,607	161,440	129,738	29,324	40,424	173,695	123,847	27,646	39,965	165,960	4,520	102.8%	▲ 5,891	▲ 1,678	▲ 459	▲ 7,735
香美市	85.248	25.389	27,462	119,561	99,817	25,618	30,476	135,339	87,487	25,524	30,476	122,915	3,354	102.8%	▲ 12,330	▲ 94	0	▲ 12,424
香南市	86.955	25.095	26,764	120,920	94,576	25,813	31,502	130,830	89,121	25,234	30,065	124,320	3,400	102.8%	▲ 5,455	▲ 579	▲ 1,437	▲ 6,510
大川村	56.427	20.284	18,550	85,548	65,458	23,394	27,549	101,976	57,591	20,369	20,779	87,859	2,311	102.7%	▲ 7,867	▲ 3,025	▲ 6,770	▲ 14,117
土佐町	80.459	23.270	22,951	111,436	97,370	22,937	28,794	129,976	82,950	22,937	25,881	114,577	3,141	102.8%	▲ 14,420	0	▲ 2,913	▲ 15,399
本山町	98.771	25.963	30,915	134,722	94,006	25,242	34,954	130,541	93,038	25,242	34,954	129,573	▲ 5,149	96.2%	▲ 968	0	0	▲ 968
大豊町	73.830	23.486	21,232	103,592	98,825	20,597	26,199	127,167	78,589	20,597	24,173	106,332	2,740	102.6%	▲ 20,236	0	▲ 2,026	▲ 20,835
いの町	88.159	25.731	28,773	123,192	99,576	25,511	30,291	134,879	91,342	25,511	30,291	126,645	3,453	102.8%	▲ 8,234	0	0	▲ 8,234
仁淀川町	84.705	21,049	25,705	113,846	78,003	21,197	28,357	108,128	77,082	21,197	28,357	107,207	▲ 6,639	94.2%	▲ 921	0	0	▲ 921
佐川町	95.409	25.268	29,758	130,239	87,876	24,127	31,976	122,277	86,869	24,127	31,976	121,270	▲ 8,969	93.1%	▲ 1,007	0	0	▲ 1,007
越知町	77.071	28,106	32,059	116,462	102,459	26,514	32,646	140,465	81,758	26,514	32,646	119,764	3,302	102.8%	▲ 20,701	0	0	▲ 20,701
中土佐町	87.003	26,376	30,187	123,999	100,165	25,938	38,599	139,682	89,520	25,938	34,108	127,457	3,458	102.8%	▲ 10,645	0	▲ 4,491	▲ 12,225
四万十町	82.413	25.184	27,528	117,632	75,467	23,289	28,515	109,151	74,558	23,289	28,515	108,242	▲ 9,390	92.0%	▲ 909	0	0	▲ 909
日高村	85.826	24,668	30,362	119,691	83,142	24,096	33,716	117,450	82,246	24,096	33,716	116,555	▲ 3,136	97.4%	▲ 896	0	0	▲ 895
津野町	90.320	26,935	28,135	125,655	90,392	23,268	35,036	124,119	89,461	23,268	35,036	123,189	▲ 2,466	98.0%	▲ 931	0	0	▲ 930
構原町	81.939	26,609	25,444	116,743	81,260	24,698	29,879	115,581	80,290	24,698	29,879	114,611	▲ 2,132	98.2%	▲ 970	0	0	▲ 970
黒潮町	89.471	24,736	27,009	123,458	88,882	23,731	29,275	122,640	87,934	23,731	29,275	121,692	▲ 1,766	98.6%	▲ 948	0	0	▲ 948
大月町	95.094	26,509	28,718	132,741	87,432	24,802	31,847	124,585	86,445	24,802	31,847	123,599	▲ 9,142	93.1%	▲ 987	0	0	▲ 986
三原村	77.026	24,747	22,621	109,688	70,721	21,497	26,005	101,317	69,787	21,497	26,005	100,383	▲ 9,305	91.5%	▲ 934	0	0	▲ 934
県計	92.920	25,656	29,188	128,442	95,381	25,534	32,480	131,894	92,237	25,420	32,130	128,518	76	100.1%	▲ 3,143	▲ 114	▲ 350	▲ 3,376

※合計額(医療分、後期分、介護分の合計)は、医療分と後期分と介護分の合計額を一般被保険者数で除しているため、医療分、後期分、介護分の合算額と等しくならない。